

一般財団法人 瀬戸市開発公社 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人瀬戸市開発公社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県瀬戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、瀬戸市の発展を図るため、次条に定める事業を行い、もって市政の振興と市民の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者相互の親睦等の場及び機会の提供に関する事業
- (2) やきもの文化に触れあう場及び機会の提供並びに市民等の文化活動の場及び機会の提供に関する事業
- (3) 地場産業の振興を図るための窯業資源の確保及び安定供給
- (4) 瀬戸市及び瀬戸市内外の団体の職場研修会等を行うための場の提供を行う事業
- (5) 駐車場の維持管理を行う事業
- (6) 都市公園を管理運営し、憩いと交流の場の提供に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(資産の管理及び運用)

第6条 この法人の資産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合

も、同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 この法人は、定時評議員会の終結後遅滞なく、第1項第3号の書類を公告しなければならない。

- 4 第1項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くとともに、定款を事務所に備え置くものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第10条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その3分の2以上に当たる多数の決議を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分をし、又は譲受けをしようとする場合にあっても、前項と同様の手続きを経なければならない。

(会計の原則等)

第11条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第12条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

- 2 評議員は、この法人の役員又は使用人を兼ねることができない。

(権限)

第14条 評議員は、評議員会を構成し、第18条第1項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第16条 評議員に対して、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第2節 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第189条第4項ただし書に掲げる事項を除き、第21条第4項の書面に記載した目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を評議員会の日と定めて評議員会を招集しなければならない。
- 4 理事長（一般社団・財団法人法第180条第2項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員。次項において同じ。）は、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的事項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）で定める事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。
- 5 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令（平成19年政令第38号）で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。
- 6 前各項（第2項を除く。）の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（議長）

第21条 評議員会の議長は、当該評議員会において評議員の中から互選により選出する。

（定足数）

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（決議）

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（1）監事の解任

（2）評議員に対する報酬等の支給基準

（3）定款の変更

（4）基本財産の処分又は除外の承認

（5）その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第24条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうち2名が記名押印（議事録が電磁的記録をもって作成されている場合は、これに代わる措置）をしなければならない。
- 3 議事録は、評議員会の日から10年間、事務所に備え置かなければならない。

(運営)

第27条 法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、評議員会において定める。

第5章 役員

(役員の設定)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 4名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって一般社団・財団法人法第197条において準用する一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員の選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第33条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第34条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第35条 この法人に、任意の機関として、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) この法人の業務の適正を確保するため体制の整備

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第197条において準用する一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第30条3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事長及び監事が、記名押印（議事録が電磁的記録をもって作成されている場合は、これに代わる措置）をしなければならない。
- 3 議事録は、理事会の日から10年間、事務所に備え置かなければならない。

(運営)

第45条 法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条の規定の変更についても適用する。

3 前項以外の変更を行ったときは、遅滞なく、その旨を愛知県知事に届け出なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(剰余金)

第49条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

第8章 事務局

(事務局)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局長以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 情報公開及び個人情報の保護並びに法令の遵守

(情報公開)

第52条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、財務資料等を公開するものとする。

(個人情報の保護)

第53条 この法人は、業務上知り得た個人情報の適正な取扱いの確保に努めるものとする。

(法令の遵守)

第54条 この法人は、法令を遵守し、公正かつ適切な事業活動を行うものとする。

第11章 補則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

(施行日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。次項において「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(事業年度の特例)

- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(最初の代表理事及び業務執行理事)

- 3 この法人の最初の代表理事は増岡錦也、業務執行理事は伊藤典男及び加藤登とする。

(最初の評議員)

- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

池田 洋幸、加藤 睦彦、山内 誠、杉山 仁朗、加藤 弘三、柴田 隆、古田 明、
玉木 淑子、服部 富久美、近藤 保

附 則

(施行日)

変更後のこの定款は、平成30年3月23日から施行する。

(施行日)

変更後のこの定款は、令和2年4月1日から施行する。